

国庫金事務の電子化について

2000年3月29日
日本銀行

■要 旨■

1. 日本銀行は、わが国の中央銀行として、国税の受入や年金の支払など、国の資金の受払等の事務（国庫金事務）に携わっており、このほど、この事務の流れ全体を電子化する方向で検討を開始した。

国庫金事務は、国民、民間金融機関、日本銀行、諸官庁と関係者が多い。しかも、それぞれの段階で、書面に基づく手作業が多く残っている。日本銀行は、これまでも関係者とともに事務の効率化に努めてきたが、最新の情報技術（IT）を活用し、関係者の事務処理の流れ全体を電子化すること、すなわち、関係者が電子データを相互に授受し、できるだけ人手をかけることなくシームレスに処理していくことができれば、関係者に多大なメリットがもたらされると考えている。

2. 国庫金事務の電子化のメリットは、①国民の利便性の向上と、②民間金融機関、日本銀行、諸官庁における事務の効率化である。

例えば、現在は、国税や交通反則金を国に納めるときに、書面を持って銀行の窓口に出向くことが多いが、将来は、自宅や会社の端末操作で納められるようになる可能性がある。実際、米国では、連邦税につき法人がオフィスのパソコンや電話を使って納付する電子化システムが1996年に稼働している。また、情報伝達・事務処理が速くなり、国税の還付金など、一部歳出金の受給時期が早まる可能性もある。

さらに、諸官庁や日本銀行などでの事務の効率化は、いずれ税金などのかたちで国民の負担するコストを減少させることになるだろう。

政府は、昨年12月に「電子政府」の実現構想を打ち出したが、国庫金事務の電子化は、この電子政府構想と目的や実現手続の多くを共有しており、同構想に呼応するとの意義もある。また、国庫金事務の電子化は、多数の民間金融機関や諸官庁などでの情報化を伴う点で、情報関連市場の拡大を促す効果も期待できよう。

3. 国庫金事務の電子化は、ペーパーレス化、ネットワーク化などを追求することにより実現していくこととなる。その際、セキュリティの確保とコストの抑制には、特に留意することとしたい。

セキュリティ面では、ネットワークでつながる多様な関係者が協力して、国民の信頼を得られるセキュリティや安定運行の確保に努めていくことが不可欠である。

また、コスト面では、多様な関係者の間での電子情報の授受をより低コストで実現することが課題となる。そのため、①汎用性・拡張性のあるネットワークを使うこと、②情報の特性に応じた複数のネットワークの使い分けを図ること、③通信プロトコルやデータ・フォーマットなどについて標準化・共通化を行うこと、④事務処理の簡素化・平準化のための制度改正などを推進すること、などを検討したい。

4. 多種多様な国庫金事務を一時期に一斉に電子化することは、現実問題として困難である。したがって、日本銀行としては、電子政府構想に取り組んでいる諸官庁や民間金融機関などと協力し、また国民各方面のご意見を伺いながら、全体としての整合性を確保しつつ、段階的に国庫金事務の電子化を進めていきたい。

目 次

1. 国庫金事務の現状とその効率化への展望
 - (1) 日本銀行と国庫金事務
 - (2) 国庫金事務の流れ
 - (3) 国庫金事務の特徴
 - (4) 効率化への展望
2. 国庫金事務の電子化の効果
 - (1) 国民の利便性の向上
 - (2) 民間金融機関、日本銀行、国における事務コストの削減
 - (3) 「電子政府の実現」との相乗効果
 - (4) 米国における電子化の例
3. 国庫金事務の電子化に向けて
 - (1) 電子化の方向性
 - ①ペーパーレス化
 - ②キャッシュレス化
 - ③ネットワーク化
 - (2) 留意点
 - ①セキュリティ面
 - ②コスト面
 - ③法令面
4. 今後のとり進め方

【参考資料】

米国の「連邦税電子支払システム」
(EFTPS)

本件に関する照会先

日本銀行業務局総務課

(水 口)

電 話：03-3277-2581

F A X：03-3277-1454

E-mail：takeshi.mizuguchi@boj.or.jp

(竹 内)

03-3277-3793

03-5255-8478

toshihisa.takeuchi@boj.or.jp

1. 国庫金事務の現状とその効率化への展望

(1) 日本銀行と国庫金事務

日本銀行は、わが国の中央銀行として、国庫金（国の資金）の受払のほか、これらに関する官庁・会計別の計算整理や各官庁との照合、大蔵省や会計検査院への報告などの事務を行っている（注1）。

国庫金は、国民（個人および法人）すべてに関係するだけに、受払件数は極めて膨大で、1998年度では年間2億7千万件に達している（図表1）。これは、民間の代表的な小口決済制度である全国銀行内国為替制度の同じ時期の取扱件数（約11億件）の4分の1に相当する。しかも、受払の当事者である国民、官庁が全国各地に所在することから、日本銀行では、そうした当事者の利便を図るため、民間金融機関に広く国庫金事務を委託し、その店舗網や振込・送金、振替といった決済サービ

ス機能を最大限に活用している（注2）。

(2) 国庫金事務の流れ

現行の国庫金事務の典型的な流れは、次のようになっている（後掲図表2）。

①歳入金等

—税金、各種の保険料などの国民から
国への納付

- ・官庁が、各地の納付者に対し納付書類を郵送する。
- ・納付者が、民間金融機関の窓口に出向き、現金に納付書類をそえて払い込む。
- ・民間金融機関は、受入れた資金と納付書類を整理し、これらを取りまとめて日本銀行の本支店に送る。また、納付書類については官庁にも送付する。
- ・日本銀行では、資金を日本銀行にある政府預金口座に入金するとともに、官庁・

（図表1）国庫金の受払の件数（1998年度）

		(百万件)	
歳入金等	84	歳出金等	187
国税（所得税等）	41	厚生年金等給付金	129
厚生年金等保険料	24	失業給付金	16
労働保険料	3	国税還付金	10
交通反則金	3	国家公務員給与	6

（注）推計値を含む。

（注1）日本銀行の国庫金事務の取扱いについては、『日本銀行月報』1992年3月号所収の「国庫制度における日本銀行の機能と役割」が詳しく紹介している。

（注2）国庫金事務を取扱っている民間金融機関には、「一般代理店」（1999年末で587店）、「歳入代理店」（23,598店）、「国庫金振込取扱店」（約42,500店）がある。「一般代理店」と「歳入代理店」は日本銀行の代理店であり、「一般代理店」が歳入金の受入、歳出金の支払等を扱うのに対し、「歳入代理店」は歳入金等の受入のみを扱う。「国庫金振込取扱店」は、日本銀行や一般代理店の依頼を受けて、歳出金の受取人口座への振込を行う。また、郵便局（約24,000局）も国庫金事務の一部を行っている。郵便局で取扱われた国庫金は、最終的には日本銀行に集中されている。これらの詳細については、「国庫制度における日本銀行の機能と役割」（脚注1で紹介）を参照。

会計別に計算整理を行い、その結果を官庁に書面で報告する。

- ・官庁は、民間金融機関から送られてきた納付書類により納付済みであることを確認する。また、日本銀行から送付された計理報告書と照合する。

②歳出金等

—各種の年金、公共事業費などの国から国民への支払

- ・官庁が、日本銀行に対し、受取人ごとの明細（住所、氏名、振込先金融機関等）を記載した振込指図書と政府小切手を交付する。また、受取人に対し、振込通知書を郵送する。

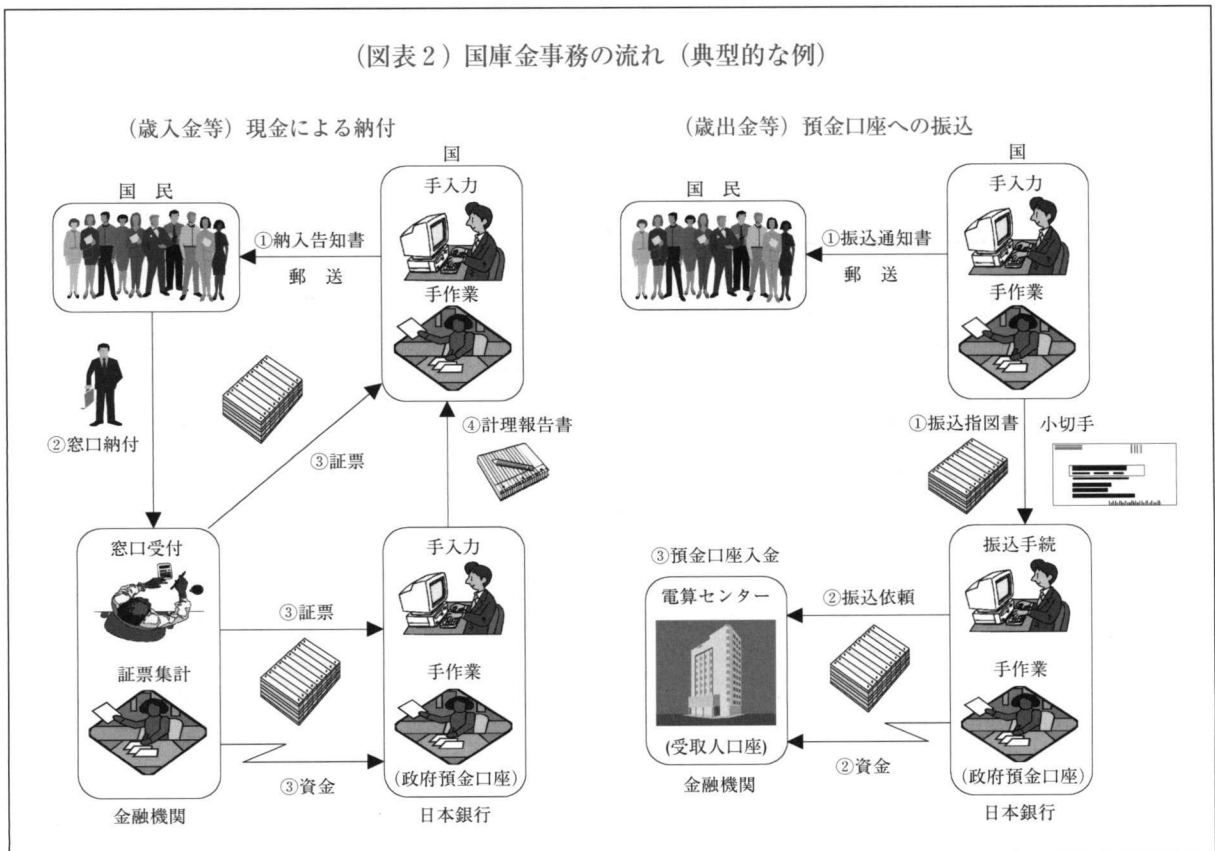
- ・日本銀行は、民間金融機関に対し、受取人ごとの明細を通知するとともに、政府預金口座から払い出した資金を交付して、受取人の預金口座への振込を依頼する。
- ・依頼された民間金融機関は、明細に従って受取人の預金口座に資金を入金する。

(3) 国庫金事務の特徴

国庫金事務には、次のような特徴がある。

- ・事務件数が非常に多いこと
- ・書面に基づいて処理されること
- ・人手が多く介在すること（特に歳入金等）
- ・受払1件ごとに、全国各地の多くの関係者が関わること（BOX参照）
- ・国庫金の種類ごとに書式や処理手続・手

(図表2) 国庫金事務の流れ (典型的な例)



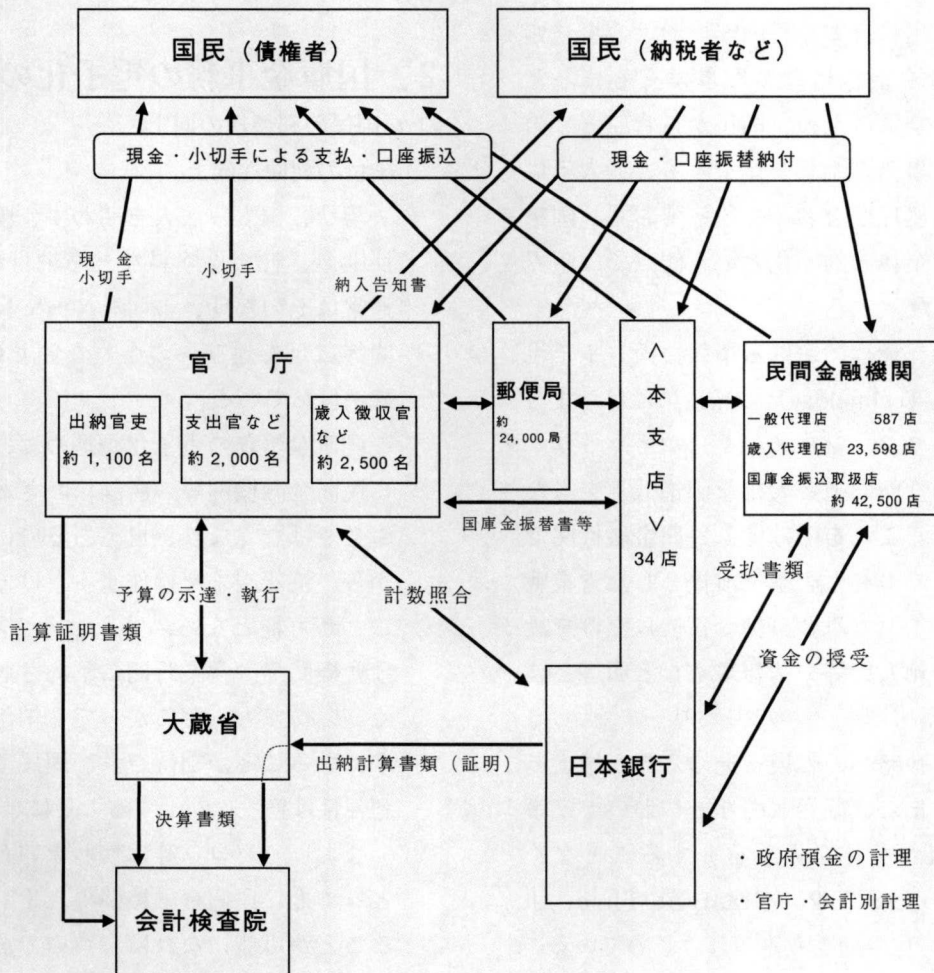
- 順が違っており、事務が複雑であること
- ・ 国税の納期や年金の支払時期などの関係で、特定の時期に事務が集中すること

こうしたことから、民間金融機関、日本銀行、各官庁のそれぞれにおいて、大きな事務処理コストが発生している。

BOX

国庫金事務の関係者

国庫金事務の関係者は非常に多種・多数にのぼっており、それぞれの間での情報のやり取りの流れも複雑である。



(注) 出納官吏、支出官、歳入徴収官は、それぞれ国庫金の出納保管、歳出金の支出、歳入金の徴収を行う官吏。

(4) 効率化への展望

日本銀行は、これまでもさまざまなかたちで国庫金事務の機械化を進め、その効率化に努めてきた。例えば、コンピューターによる機械計算、MT（磁気テープ）や全国銀行データ通信システム（全銀システム）によるデータ交換、OCR（光学式文字読取装置）による書面読取りなどである（注3）。

しかし、これらの機械化は、制度や技術面の制約から、いずれも書面の存在を前提としたうえで、主に日本銀行内部における事務処理の一部分を機械処理に置き換えるにとどまっている。このため、国民から官庁までの間の国庫金事務の流れ全体をみると、人手による書面の処理がなお多く残っており、国庫金事務処理全体の効率化という観点では限界が生じていた。

ところで、最近における情報技術（IT＝Information Technology）の発達には目ざましいものがあり、コンピューターやネットワークの著しい性能向上と大幅な価格低下をもたらしている。これを受けて、民間金融機関では、これまでの有人店舗を前提とした営業戦略から、ATM（現金自動受払機）だけを設置している無人店舗や情報端末など顧客との間の新しい取引ルート（デリバリーチャネル）を重視する戦略への転換を進める先が増えてきている。また、証券取引などにおいて、事務処理の流れ全体を人手を介することなく処理していくSTP（Straight-Through Processing）化の動きもみられはじめている。

このような流れの中で、国庫金事務についても、最新の情報技術を活用することにより、

抜本的な効率化を図るべき時期にきていると思われる。国庫金事務は、全体としてみると、国民と国との間の資金の受払に関する情報の授受と処理の流れとみることができる。このため、国庫金の事務処理の流れ全体を電子化していくこと、すなわち、関係者が電子データを相互に授受し、人手をできるだけ介在させることなくシームレスに国庫金事務を処理する仕組み、システムを構築していくことが望ましい（図表3）。

2. 国庫金事務の電子化の効果

(1) 国民の利便性の向上

① 納付の利便性向上

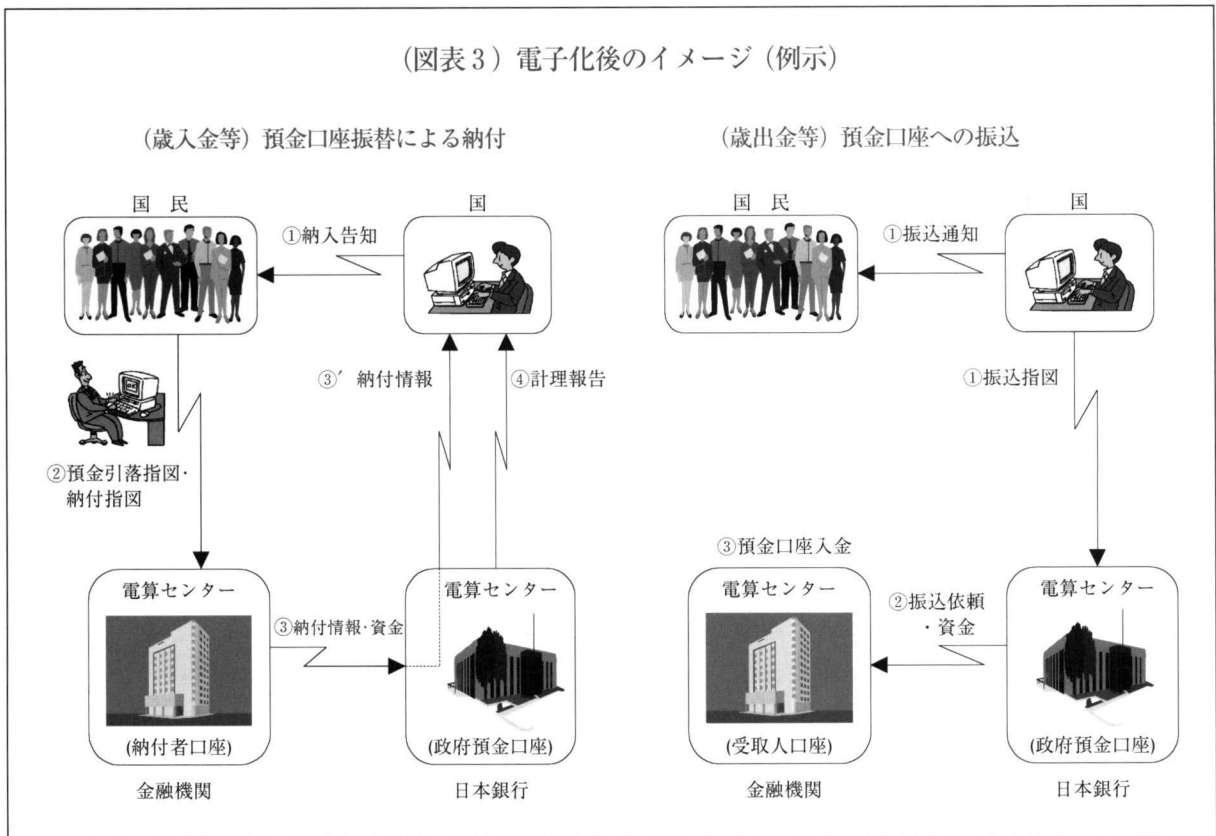
現状、個人、法人を問わず、国税や交通反則金、社会保険料などを納付する場合、通常はその都度、書面を持って民間金融機関等に足を運び、現金（ないしは小切手）で納付している。

国庫金事務の電子化が進めば、このように民間金融機関等の店舗にわざわざ足を運ぶ必要はなくなり、自宅あるいはオフィスから、情報端末を操作するだけで納付することが可能となる。また、その場合には、金融機関等の営業時間に制約されることなく、いつでも、どこからでも納付できるようになることが期待され、国民にとっての利便性は格段に向上することになる。

なお、パソコン等は使わないという人にとっても、民間金融機関のATMで納付することが可能になれば、窓口で混雑により長時間待たされるといったことも減り、やはり利便さは増すことになろう。

（注3）これらの機械化については、後掲の図表4参照。

(図表3) 電子化後のイメージ (例示)



現在、国庫金事務を取扱っているのは、日本銀行、民間金融機関、郵便局などに限られているが、電子化を進めていく中で、金融機関以外の民間企業でも歳入金等を取扱えるようになれば、国民の利便性はさらに向上すると思われる。これは今後の検討課題といえよう。

②受給の利便性向上

国税還付金や失業給付金などは、あらかじめ支給日が定まっているものではなく、官庁における認定事務等が終了次第、支給の手續がとられている。一連の事務処理が今後電子化されれば、官庁、日本銀行、民間金融機関等との間の支給情報の伝達や振込処理に必要な日数が減少し、国民の受給時

期が早まることが期待される。

(2) 民間金融機関、日本銀行、国における事務コストの削減

国庫金事務が電子化されれば、民間金融機関、日本銀行、国（諸官庁）の事務それぞれにおいて、事務コストの大幅な削減が可能となる。これは、いずれ税金などのかたちで国民の負担するコストを減少させることとなる。

①民間金融機関

民間金融機関では、窓口事務の省力化、ATMを並べた機械化店舗の拡大、事務センターでの事務の集中処理など、さまざまなかたちで経営の効率化を進めてきた。こ

うした中で、民間金融機関の行う国庫金事務は、窓口において書面を手作業で処理することが中心となっており、効率化がなかなか進まない異質の事務となりつつある。このため、民間金融機関からは、電子化による事務の抜本的な見直しを期待する声が寄せられている。

②日本銀行

国庫金事務の電子化が進めば、日本銀行でもかなりの事務効率化が可能となる。

日本銀行では、民間金融機関の間の資金決済や国債決済のように、日銀ネットによるオンライン処理を進めてきた事務については、過去10年間で事務量がほぼ倍増した中で、担当人員は2割弱減少した。しかし、国庫金事務については、事務量が3割増となった一方で、人員は数%の小幅な減少にとどまり、効率化は遅れがちであった。

今後、国民年金保険料の受入という大量の事務（年間1億5千万件）が、2002年度（平成14年度）以降、市町村から国へ移管されることから、日本銀行の本支店における取扱事務量は大幅に増加することが予想される。しかし、電子化が進展していけば、国庫金事務の担当人員を現在より減少させ

ることも可能になると思われる。

③国（諸官庁）

国（諸官庁）においては、現在全国約8,500の官署において、日々計算整理事務を行っているが、書面と人手による取扱いを中心とする国庫金事務の負担はやはり大きい。国庫金事務が電子化されれば、これらの事務が大幅に効率化され、行財政改革の推進にも貢献するものと思われる。

また、国の資金効率が向上することも期待できよう。現状、国税などの受入資金は、納付書類の内容確認や搬送に時間がかかるため、政府預金口座への入金は、国民が民間金融機関に納付した日の2営業日から4営業日後になる。国庫金事務の電子化が進めば、政府預金口座への入金時期を繰り上げることも可能になり、国の資金効率が改善することになると思われる（注4）。

(3)「電子政府の実現」との相乗効果

政府は、昨年12月に発表した「ミレニアム・プロジェクト」の中で、「電子政府の実現」の構想を打ち出している。そこでは、2003年度までに、民間から政府、政府から民間への行政手続をインターネットを利用しペーパー

(注4) 経団連では、国庫金事務の電子化によるコスト削減効果につき、年間1,000億円以上と試算している（1999年7月の政府に対する「電子商取引の推進に関する提言」）。国庫金事務の電子化の効果の大きさを示すものとして注目される。

▽ 経団連の試算

政府	年間 400 億円以上	事務経費の節減、歳入金の徴収率向上、財政資金の効率運用
国民	年間 300 億円以上	支払の際の利便性向上、受取りの迅速化
金融機関	年間 300 億円以上	事務処理の効率化、経費の削減

レスで行える電子政府の基盤を構築するとされており、また、申請・届出等の手続^(注5)や、政府調達手続の電子化などに重点的・戦略的に取組むとされている。

国庫金事務の電子化は、このような電子政府構想と、目標や実現への手続の多くを共有しており、同構想に呼応するとの意義もある。また、国庫金事務は、関係者が多いだけに、その電子化を進める過程で情報関連分野への積極投資を通じ関連市場の拡大を促すことも期待できよう。

(4) 米国における電子化の例

米国では、すでにコンピューター・ネットワークを利用して、国民から金融機関、さらには官庁に至るまでの、国庫金事務の流れ全体の電子化を実現した例が存在する。すなわち、連邦税の納付につき法人がオフィスのパソコンや電話を使って行う電子支払システム(EFTPS)である(後掲「参考資料」参照)。

このシステムの開発経緯をみると、行政事務の効率化だけではなく、情報通信分野を中心とした社会・経済の高度化を意識した、財務省、連邦準備制度理事会、民間金融機関、納税者等を巻き込む国家的プロジェクトであった点が注目される。

3. 国庫金事務の電子化に向けて

国庫金事務の電子化は、ペーパーレス化、キャッシュレス化、ネットワーク化を追求することにより達成される。その際、セキュリティ、コスト、法令といった各方面での検討・対処が必要になるが、多くの関係者の中で認識を共有しつつ、取組み全体としての整合性を保ちながら、可能なところから段階的に電子化を実現していくことが適当と考えられる。

(1) 電子化の方向性

①ペーパーレス化

ペーパーレス化とは、国庫金の受払に関する情報を、情報技術を利用することにより、書面によることなく伝達することをいう。

現状では、歳入金等についてのペーパーレス化は全体の1割にも達していない。また、歳出金等についても約3割は書面に基づく事務処理が行われている(後掲図表4)。このため、「国民－民間金融機関－日本銀行－諸官庁」の各段階において、膨大な書面情報の搬送、処理(入力、計理、記帳、報告、通知等)、保管が行われている。これらの事務は、いずれも人手を中心にして行われ、大きな処理コストが発生している。

この点、事務の流れの「川上」の段階で書面情報を電子情報に置き換え、これを利

(注5) 申請・届出手続の電子化については、すでに「行政情報化推進基本計画」(5か年計画、1997年12月閣議決定)に基づいて各省庁で検討が進められている。その実現のための「共通課題研究会」では、報告書「インターネットによる行政手続の実現のために」を3月3日に公表した。その中では、申請者の認証、手数料の納付方法、電子文書の原本性確保、申請・届出の到達時期などについての考え方が示されている。この内容は国庫金事務の電子化を検討するうえで参考となる。なお、手数料(国庫金)の納付方法に関して、申請者の利便性や行政機関等の負担増の抑制の観点から、国庫金事務の電子化が実現されることが前提となっている。

(図表4) 現状の国庫金の処理方法 (1998年度)

(歳入金等)

	取扱件数	比率	キャッシュレス化	バーコードレス化	ネットワーク化	処理方法 () 内は典型例
窓口納付	57百万件	68%				納付者が窓口で現金などで納付。
書面処理	43百万件	51%	×	×	×	全ての処理を基本的に証票の手作業処理で行う。(源泉税、交通反則金)
OCR処理	14百万件	17%	×	×	×	金融機関の窓口で受入れたOCR専用証票を、日本銀行の本支店に集中し、ここでOCRシステムにより読取処理したうえ、官庁にMTでデータを渡す。部分的な電子化といえる。(源泉税、申告税、労働保険料)
口座振替	27百万件	32%				納付者が口座振替で納付。
書面ベース	20百万件	24%	○	×	×	官庁が納付者の預金口座のある金融機関に書面で明細を送付。金融機関は明細を手入力して口座振替を行い、その結果を日本銀行や官庁に書面で報告する。手入力負担がかなり残っている。(厚生年金等保険料)
MTベース	7百万件	8%	○	○	×	官庁が書面のほか口座振替の明細を収録したMTを金融機関に渡す。金融機関はMTを機械処理して口座振替を行い、結果をMTで官庁に報告。事務の大半は機械処理。(申告税)
合計	84百万件	100%	32%	8%	0%	—

(歳出金等)

小切手払	3百万件	2%	×	×	×	債権者が国から小切手を受取り、日本銀行本支店や代理店に呈示し現金化。
口座振込	184百万件	98%				債権者の口座に振込。
書面ベース	51百万件	27%	○	×	×	官庁が日本銀行本支店や金融機関に書面で振込明細を渡し口座振込を依頼。金融機関では明細データを手入力して振込。手入力負担が残る。(国税還付金、失業給付金、国家公務員給与)
MTベース	129百万件	69%	○	○	×	社会保険庁、労働省から日本銀行本店がMTで各種年金の振込明細を受領。日本銀行は金融機関毎にデータを振分けてMTで渡す。金融機関の手作業負担は比較的軽い。(厚生年金等給付金、労災年金給付金)
データ伝送	4百万件	2%	○	○	△ (一部)	大蔵省会計センターから日本銀行本店がMTで歳出金の振込明細を受領。日本銀行は全銀センター経由で全銀システムを使って金融機関にデータ伝送する。大半の処理が電子化。(各種の歳出金)
合計	187百万件	100%	98%	71%	0%	—

用して後続事務まで一貫して（いわばシームレスに）電子的に処理できれば、効率性は非常に高いものとなる。そうした観点では、今後、インターネットバンキング等の普及が、歳入金等についての「川上」段階からのペーパーレス化に寄与するものと期待される。

ただ、その一方で、国や民間金融機関との間の情報のやりとりを、すべての国民にパソコンなどの情報端末によって行うよう求めるのは難しい。むしろ、一定範囲では書面が残るものと想定しておく必要がある。また、そうした事情を前提とすれば、民間金融機関が書面を受付けた段階で、書面情報をどのようにして効率的に電子情報に置き換えるかを工夫していくことも課題となる。この点、例えばバーコード・リーダーを利用するか、ATMにOCRを組み込んで書面情報を機械で読取り、電子情報化するといった方策も考えられる。また、そのためには、あらかじめ書式を標準化しておくとか、バーコードやOCR文字を印刷しておくといった工夫も必要となろう（注6）。

なお、「国→国民」への納入告知・督促や、「国民→国」への申告を電子情報化することも、国民の利便性向上の観点から、別途検討が進められるものと思われる。

②キャッシュレス化

キャッシュレス化とは、国庫金の受払を、国民の預金口座からの振替、預金口座への振込によって行うこととし、国庫金の受払にできるだけ現金を使わないようにすることをいう。現金の受渡しは、国民と民間金融機関の間であれ、民間金融機関と日本銀行の間であれ、取扱いにリスクとコストを伴う。これに対して、預金口座からの振替や預金口座への振込は、金融機関の事務として従来からコンピューター化された記帳処理によって扱われており、効率的であるばかりか、国民にとっても便利である。

現状、歳出金等については、口座振込によるキャッシュレス化がほぼ実現している（注7）。一方、歳入金等については、口座振替の利用は約3割にとどまり、民間金融機関等の窓口での納付が約7割を占めている（図表4）。したがって、ここでは、歳入金等の納付のキャッシュレス化が具体的な課題といえよう。

もっとも、口座振替納付に対しては心理的な抵抗を感じる人もいるようである。また、国民のすべてが金融機関に預金口座を持っているわけでもない。このため、今後とも現金納付を選好する国民がある程度残ることは想定しておく必要がある（注8）。

（注6）納付者が、あらかじめ官庁から通知された納付番号などを使って、ATMなどの画面に必要な納付情報を呼び出し、画面で内容を確認のうえ納付する、といった方法で納付者の入力負担を最小化できれば、納付者の利便性はさらに向上すると思われる。

（注7）諸外国の状況を見ると、ドイツ、フランスにおいては、歳出における口座振込は100%実現している。一方、米国においては、金融機関口座を持たない国民が多いなどの事情により社会保障給付金の支払での口座振込の利用が少なく、全体でも口座振込の比率は6割強の水準にとどまっている。

（注8）米国やフランスにおいては、一定額以上の納税者に対して口座振替による納付を義務付けている。わが国にとって参考になる面があると思われるが、すべての納税者を対象としているわけではない。

③ネットワーク化

ネットワーク化とは、「国民－民間金融機関－日本銀行－国（諸官庁）」の間を結ぶコンピューター・ネットワークを利用して、電子化された国庫金受払に関する情報を伝送し、処理していくことである（図表5）。

現状、「国民－民間金融機関－日本銀行－国（諸官庁）」の間の情報伝達は、書面の搬送により行われることが多く、人手の介在が避けられない。これに対し、できるだけ「川上」の段階で電子化した情報をコンピューター・ネットワーク経由で伝送し、関係者の各段階で自動処理できるようにすれば、大幅な事務効率化を実現することが可能になる。

最近、民間金融機関、日本銀行、諸官庁のいずれにおいても、組織内部にコンピューター・ネットワークを構築し、データ処理をそれぞれのコンピューター・センターで集約的に行おうとする傾向が強まっている。したがって、各関係者のコンピューター・

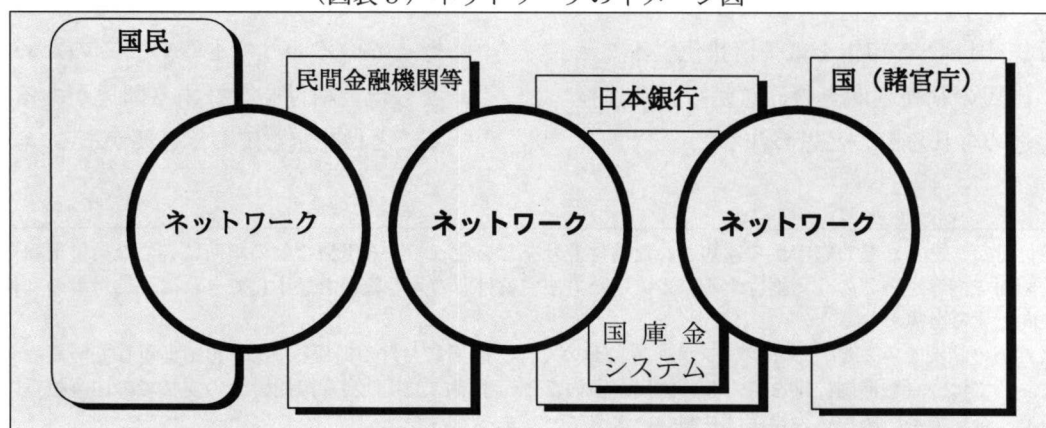
センターを直接接続するコンピューター・ネットワークを構築することにより、ネットワーク化を実現していくことも展望される。また、「国民－民間金融機関」の間については、インターネットバンキング、ファームバンキングなど、民間金融機関等の運営するネットワーク・システムを活用していくことが考えられる。

(2) 留意点

①セキュリティ面

一般に、コンピューター・ネットワークを介在させた事務処理が信頼を得るためには、適切なセキュリティ対策が講じられる必要がある。国庫金は、国民の公的な権利義務やプライバシーに関わること、国の会計に直結すること、扱われる金額が大きい場合もあることなどから、その電子化にあたっては、セキュリティの確保を重視すべきである。

(図表5) ネットワークのイメージ図



(セキュリティ確保のポイント)

セキュリティ確保のポイントとして挙げられる点は、次の6点である。

- ①本人の確認（認証）
- ②情報の秘匿（盗聴の防止）
- ③真正性の確保（データの偽造や改ざんの防止）
- ④取引の証明（告知、支払指図、請求などがある時点で行われたことの証明）
- ⑤不正利用防止対策（ハッカーの侵入や運用担当者などによる不正の防止）
- ⑥安定運行確保策・非常時対応策

このうち、①から④のポイントは、書面による取引を電子取引に代替していくための前提条件というべきものである。

民間においては、インターネット技術を使用して、すでにインターネットバンキング、株式のオンライン取引、電子商取引とその代金決済などが実用化されつつある。これに伴い、通信の暗号化、認証ビジネス専門会社による公開鍵証明書の発行、決済サービス提供者による認証業務の実施などの動きもみられている。

一方、政府では、先述の「ミレニアム・プロジェクト」において、「電子政府」の実現のため、2000年度を目標として、①電子署名・認証に関する法制度の整備を図ること、②商業登記に基礎を置く電子認証システムを構築すること、③通産省・運輸省・郵政省の認証局構築や、各省認証局を相互に接続するためのブリッジ認証局のシステム構築を行うこととしている。また、2003年度を目標として、①暗号技術、不正アクセス

対策等の技術開発に取り組むこと、②セキュリティ評価体系を構築することも掲げている。このほか、国民と国との間のオンライン申請・届出等のための「共通課題研究会」の報告書（脚注5参照）では、申請者等と行政機関の間の認証のために、公開鍵暗号方式によるデジタル署名と公開鍵証明書発行の仕組みが考えられる、と述べられている。

国庫金事務の電子化においては、民間のセキュリティ対策の実態を参考にし、また政府における検討の成果を活用しながら、国庫金事務に必要なセキュリティ水準を確保していくこととしたい。

②コスト面

電子化を進める際のインフラ投資や運営のコストは、多様な国庫金事務の流れに対応してそれぞれどのようなネットワークを使うのか、どのようなセキュリティ対策を講ずるのかなどによって左右される。国庫金事務の電子化の一つの狙いは、国民が最終的に負担することとなる事務コストの削減である以上、電子化のコストをいかに抑制するのも、重要なポイントである。

そこで、国庫金事務の電子化をより低コストで実現するために、①汎用性・拡張性のあるネットワークを使うこと、②情報の特性に応じて複数のネットワークの使い分けを図ること、③通信プロトコルやデータ・フォーマットなどについて標準化・共通化を行うこと、④事務処理効率を向上させるよう制度を改正すること、などを検討していく必要がある。

(汎用性・拡張性のあるネットワークの使用)

一般に、ネットワークは、参加者が増加するほど利用者の利便性が向上し、利用コストの低下をもたらす傾向がある。そこで、国庫金事務の電子化に際しては、他の類似の大量資金決済事務、例えば民間金融機関の口座振替や送金の事務、あるいは固定資産税、自動車税などの地方公共団体の公金等の収納事務などと、共通のネットワークを使用していくことが考えられる。

(情報の特性に応じた複数のネットワークの使い分け)

事務の種類が多く、関係者が多い国庫金事務について、そのすべての事務を単一のネットワーク・システムで処理しようとすると、かえって投資効率が低下する可能性がある。伝送するデータの特性（データの長さ、形式、量、所要セキュリティなど）や関係者の立場に応じて、複数のネットワークを使い分けていくことも検討したい。

また、その場合には、関係者の間で通信プロトコル、データ・フォーマットなどにつき、標準化・共通化を進めていくことが重要な検討課題である（注9）。

なお、複数のネットワークにより各種の国庫金事務の処理全体をカバーしていくのであれば、その副次的な効果として、ネッ

トワーク間に競争原理が働き、より安全、安定的で効率的なサービスが提供されるようになることも期待できよう。

(事務の繁閑の見直し)

国庫金事務につき、事務の繁閑をならす方向で見直すことができれば、より低いコストで電子化ができるものと思われる。

現状では、法令等で定められた納付期日、支払日の前後の数日間に事務量が急増し、それ以外の日の事務量はおおむね低水準となっている（注10）。事務量の大きな振れは、最近の伝送技術の進歩によってある程度は吸収されるようになってきたが、系統的にピーク事務量への対応を図っていくことは、やはりコストが膨らむ要因であり、システム運行の安定性の観点からも望ましくない。それだけに、ピーク時を分散し、事務量を平準化させることが望ましい。

事務量の分散・平準化のため、日本銀行としても運用面において工夫をしていくつもりであるが、より根本的には、制度面の見直しも検討に値しよう。

この点、米国においては、国庫金事務の電子化に際し、システムのハード面の能力を増強する一方で、例えば、社会保障給付金の支払日を月1回から3回に分散するなどの制度面の見直しが行われている（注11）。

(注9) 例えば通信プロトコルについては、最も一般的なTCP/IP (Transmission Control Protocol/ Internet Protocol) を使用することなどが検討の対象となる。

(注10) 具体的には、国税の納付期日（毎月10日の源泉税、月末の法人税等の納付期日）や、厚生年金の定時払い（偶数月の月央）の前後に事務量が急増する一方、それ以外の日、特に20日過ぎの数日間は事務量が少なくなるといった特徴がある。

(注11) 社会保障給付金の受給者の受給は引続き月1回。新規受給者は、各人の誕生日を基準にして、月3回の支払日のうちいずれかの支払日に割り振られる。

国により事情の相違はあるものの、電子化の効果が最大限に発揮されるように制度自体を見直していくことの重要性は高まっているのではないかとと思われる。

③法令面

国庫金事務の取扱手続は、事務の正確性を確保するという観点から、法律（会計法、国税通則法など）、政令（予算決算および会計令など）、大蔵省令（日本銀行国庫金取扱規程など）や各省省令、通達などにより、詳細に定められている。

近年、技術環境は大きく変化している中、国民の利便性や事務の運営コストを考えると、今後、国庫金事務の電子化を進めていくうえで、法令面でどのように対応していくか、官庁をはじめとする関係者と協議していきたいと考えている（注12）。

4. 今後のとり進め方

日本銀行では、国庫金事務の電子化について検討を開始している。現時点では、国民の利便性や関係者の事務効率化の観点から、次のよう

な事務が電子化の対象となり得ると考えている（図表6）。

ただ、それぞれ所管官庁も違う下表の国庫金事務のすべてを、同一時期に一齐に電子化することは現実問題として困難であるので、可能なところから段階的に電子化を進めていくという取組みが重要である。その際、電子化の効果を高めていくためには、こうした個々の国庫金事務の処理システムをバラバラに構築していくのではなく、全体としての整合性を確保しながら電子化していくことが必要である。

国庫金事務の電子化は、幅広い関係者のご協力を得てはじめて実現できるものである。日本銀行としては、電子政府構想に取り組んでいる関係諸官庁のほか、民間金融機関やその他の民間企業との情報交換をより密にし、協力しながら検討を進めていきたい。

また、検討の過程では、専門家をはじめ国民各方面のご意見を幅広く伺いながら、構想や具体案を固めていきたいと考えている。

本ペーパーに関して、ご意見をお寄せいただければ、今後の具体的な検討の中で参考にさせていただきます。

（図表6）電子化対象事務の候補

歳入金等	国税、厚生年金等保険料、国民年金保険料、労働保険料、交通反則金、電波利用料、大蔵省会計センター扱い歳入金
歳出金等	厚生年金等給付金、労災年金給付金、失業給付金、国税還付金、国家公務員給与、大蔵省会計センター扱い歳出金

（注12）国民と国との間の申請・届出等の電子化を行うための「共通課題研究会」の報告書（脚注5）では、「…既存の法令上の手続規定等には、紙による文書を前提としたもの…（略）…も多く、政府においては、オンライン化にあたって、個別法令を精査したうえで所要の措置を的確に講ずる必要がある。」としている。

【参考資料】

米国の「連邦税電子支払システム」(EFTPS (注1))

米国では、連邦税納付について、一連の流れを電子化させたシステム(連邦税電子支払システム)が、1996年から稼働している(注2)。

1. 概要

納付者の9割弱が利用する基本的な方法は、次のとおりである(図表I)。

- ① EFTPSでは、納付者(主として法人)が、パソコンや電話で、納付日前日までに、納付に必要な情報を入力する。これにより、電子化された納付情報が、EFTPSのセンターに送信される(注3)。
- ② 納付日に、EFTPSのセンターが起動し、納付者の金融機関口座から納付額が引落され、ニューヨーク連銀にある政府預金口座へ振替えられる(注4)。
- ③ 同じ日に、個別の納付に関する情報が内国歳入庁に、国の計理に関する情報が財務省に、それぞれセンターから自動送信される。

2. メリットその1. 一納付者にとっての利便性

EFTPSは、次の点で納付者に利点があるとされる。

- ① 電話(プッシュホン)かパソコンがあれば足り、その他の特別な機械を一切必要としないこと(注5)。
- ② 銀行等の営業時間を気にせず、休日も含めて24時間入力できること。
- ③ 小切手を書く手間や銀行等に出向く時間・費用を節約できること。
- ④ 30日前からの予約入力が可能なこと。

3. メリットその2. 一合理化・効率化効果

EFTPSの導入前の納付方法では(図表II)、小切手の搬送と、納付関係書面による銀行ごとや地域ごとの段階的集計などが行われていた。

これに対して、EFTPS導入後は、国税収納事務の処理全体が大幅に効率化されている。特に、EFTPSでは、資金の流れの「川上」(納付者)の段階から、情報を電子化し、その後の一連の事務で書面や手作業を一切不要とした点が、合理化・効率化効果を大きくするうえで貢献しているとされている。

(注1) Electronic Federal Tax Payment System。

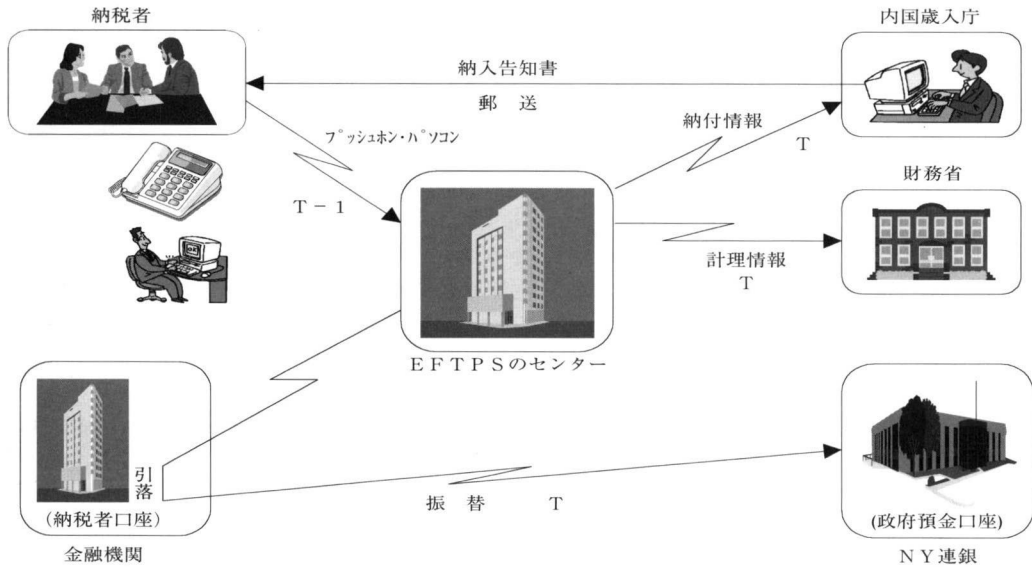
(注2) EFTPSは、民間の2金融機関(First ChicagoとBank of America)が財務省と内国歳入庁の委託を受けて開発し、センター等の運営を行っている。

(注3) センターは、送信を受付けると即座に、納付者に対し、受付済であることを証明する受付済番号を返信する。

(注4) この振替には、ニューヨーク連銀が運営しているACHと呼ばれる銀行間の小口決済システムが利用される。

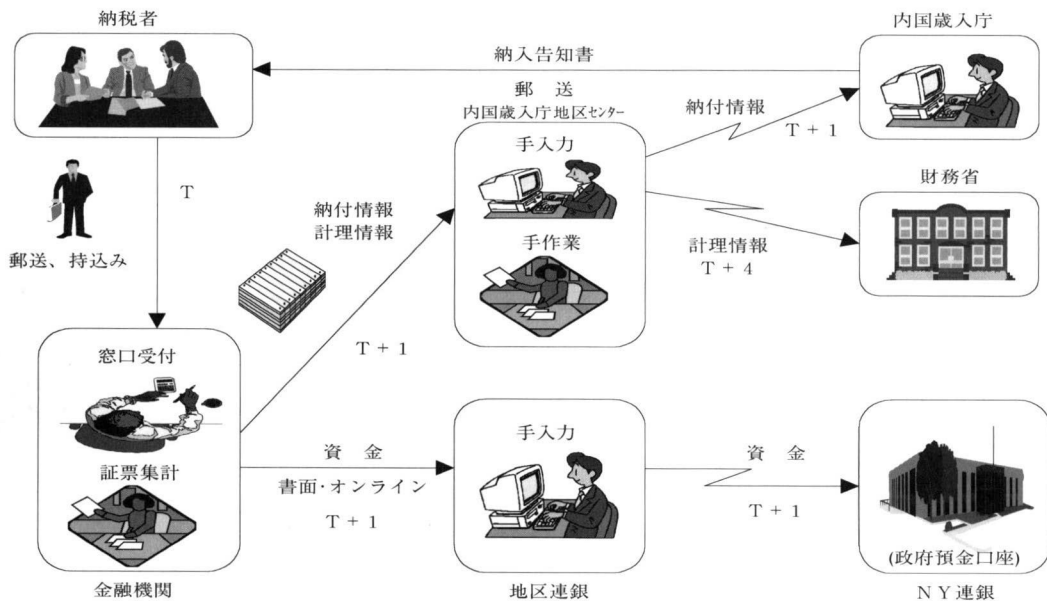
(注5) インターネットではなく、ダイヤルアップ接続。なお、必要なソフトウェアは無料で配付されている。

(図表 I) EFTPSの基本的な方法



(注) Tは納付日、T-1は納付日より1日前、T+1は納付日より1日あとの意味。

(図表 II) EFTPSの導入前の納付方法



4. 実現まで

米国で、国庫金事務に関して電子化が展望されたのは、1981年のレーガン大統領による連邦政府行政改革計画が最初である。この後、1984年に法律（注6）で「可能な限り電子的手段を用いて歳入金を徴収すること」が義務付けられるなど、いくつかの電子化立法がなされた。

EFTPSの実現までの過程をみると、次の点が特徴的である。

- ①単に行政事務の効率化策としてではなく、行政や経済の高度化、情報通信を中心とした国の競争力の強化といった発想で、関係者を広く巻き込む「国家的プロジェクト」として構築された点（注7）。
- ②柔軟な構想の見直しがなされた点。すなわち、基本構想ができた後で、限られた地域でパイロットプロジェクトが2回にわたり実施され、さらにその結果を踏まえての見直しがなされた。
- ③構想づくりにあたって、納税者のニーズの反映が強く意識されていた点。
- ④電子的方法への不安感を取り除き、長所への理解を広げるために、民間団体の協力を得た積極的な宣伝・教育活動が展開された点。
- ⑤民間取引仕様に合わせることで意識され、例えば、民間為替取引で既に採用されている方式を尊重して開発が進められた点。この結果、開発期間の短縮化や開発コストの節減が可能となった。
- ⑥システム稼働後は、年間一定額以上の納税をする法人に対して法律でEFTPSの使用を義務付けた点（注8）（2000年1月以降は、納税額20万ドル以上の先に義務付け）。

5. 実現後の米国における評価

1996年10月のシステム稼働以降、法律により利用を義務付けられた企業以外にも、多くの企業が自発的に利用するようになってきている。この結果、歳入全体の電子化比率（注9）は急速に上昇している（図表Ⅲ）。

（図表Ⅲ）米国の歳入の電子化比率

	95/10～96/9	97/10～98/9
件数	3%	22%
金額	34%	69%

このような中で、財務省などの関係者は、事務負担の軽減効果が大きく出ていると高く評価している。

（注6） Collection and Deposit Legislation（Deficit Reduction Actの一部）。

（注7） 中心となったのは、財務省で国庫金の受払や計理の企画や実務を担当するFMS（Financial Management Services）。この他、内国歳入庁、連邦準備制度理事会、納税者、銀行協会、コンサルタントなどがワーキンググループを組成し、検討を行った。

（注8） フランスにおいても、年50万フラン以上の納税者に対し、口座振替納付を法律で義務付けている。

（注9） ここでの電子化とは、納付者が納付に関する情報を電話やコンピューターの端末などを利用して入力することにより、書面の搬送や手作業による集計などが一切不要となる方式をいう。